

## 別紙 D-TaC 大阪市教委への質問(2024.6.14)の参考資料(文科省回答)の質問

2. 「君が代」の歌詞の意味さえ知らないまま児童・生徒に謳わせるのは「教育」ではなく「調教」だ

大阪の多くの学校では、児童・生徒に対する「君が代」指導において、概略「国歌は大切、日本の国歌は『君が代』、国歌『君が代』をしっかりと歌おう」しか伝えず、児童・生徒の多くが「君が代」の歌詞の意味さえ知らない状況がある。意味も教えずにただ歌えというのは「教育」ではなく「調教」である。大阪市教育員会は、一切の指導資料を作成せず、教職員への研修も一切行っていない。国旗国歌法制定時の内閣総理大臣談話には『今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として、国民の皆様方が、「日章旗」の歴史や「君が代」の由来、歌詞などについて、より理解を深めていただくことを願っております』とあったにも関わらず、大阪市教育委員会は学習指導要領には国旗・国歌一般でなく「日の丸」「君が代」の由来・歴史・意味等の記述がなく、それらを教えるべきとする記述もないことを根拠に、現在の状況を問題だと認めていない。そこで、以下、質問する。

1. 文部科学省として、「日の丸」「君が代」の由来・歴史・意味等、児童・生徒の指導に活かすことのできる指導資料は制作しているか。それとも、それは各学校で具体化せよとの立場か。

2. 『学習指導要領』に、「日の丸」「君が代」の由来・歴史・意味等、全ての児童・生徒が発達段階に応じて学ぶよう、明記すべきではないか。

3. 学校の卒業式等に位置付けられ、児童・生徒が起立・斉唱を求められる「君が代」指導にかかわって、最低限求められるのは、以下の項目の情報提供（説明）と考えるが、見解はどうか。

【必要な情報提供の項目】（具体的内容は、付属資料）

(1) 「君が代」の歴史 ①和歌だった「君が代」 ②明治以降の国歌とされてきた「君が代」 ③1999年に国旗国歌法ができたときの政府の「君が代」の意味についての説明

(2) 卒業式・入学式に国歌「君が代」斉唱が位置づけられている理由

(3) 国旗・国歌、「日の丸」・「君が代」についてどう考えるか、そして学習したことを受けて最終的には起立・斉唱するかどうかは、ひとりひとりの問題

（付属資料）＜国歌「君が代」斉唱にかかわって学校が説明すべき事項と内容＞

①学習指導要領解説・小学校社会第6学年記載の「国旗と国歌の意義について」の③『我が国の国旗と国歌はそれぞれの歴史を背景に、長年の慣行により、「日章旗」が国旗であり、「君が代」が国歌であることが広く国民の認識として定着していることを踏まえて』と1999年8月9日「内閣総理大臣の談話」の『本法律の成立を契機として、国民の皆様方が、「日章旗」の歴史や「君が代」の由来、歌詞などについて、より理解を深めていただくことを願っております。』にかかわる歴史的事実の説明について

(ア)歌詞のもとになったのは、目上の人の長寿を願う和歌

「君が代」の歌詞のもとになった和歌が文字になった最初のものと思われる古今和歌集では、出だしの「君が代は」が「わが君は」になっていたことから、元歌の和歌は、「君」は天皇を指したかどうかかわからないが、意味としては、目上の人の長寿を願うものだったことがほぼ確実とされている。

(イ)江戸時代までの変遷・扱われ方

歌い継がれているうちに、「君が代は 千代に八千代に さざれ石の いわおとなりて こけのむすまで」となったが、江戸時代までは、意味付けや節回し等は様々な形で、主に、めでたい席等で歌われていた。

(ウ) 曲をつけ、新しい意味づけを行った明治政府

明治になって、薩摩藩の砲兵隊長大山巖が「君」を天皇に限定し、「天皇陛下を祝する歌」として「君が代」を海軍の儀礼曲とすることを提案。イギリス人の軍楽隊長フェントンが曲をつけ、1870年に初めて演奏された。しかし、歌詞と曲の調子が あっていないと不評であったため、1880年、宮内省雅楽課林広守の責任で作曲し直し（実際の作曲者は、奥好義と林広季のようである）、ドイツ人音楽教師エッケルトが編曲してできあがった。

(エ)「教育勅語奉読」を中心とする学校儀式の中に、「天皇陛下の御代万歳」の意味だとして斉唱が位置づけられた「君が代」

1900(明治 33)年 8月 21日の「小学校令施行規則」(文部省令第十四号) 第 28 条

第二十八条 紀元節、天長節及一月一日ニ於テハ職員及児童、学校ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一 職員及児童「君が代」ヲ合唱ス

二 職員及児童ハ天皇陛下皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ

三 学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス

四 学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス

〔以下 略〕

(オ) 大日本帝国憲法下の「君が代」の意味

教育勅語の内容を子どもたちに徹底するための筆頭教科である修身教科書には「この歌は、『天皇陛下のお治めになる 御代は、千年も 万年も つづいて、おさかえになりますやうに。』といふ意味で、国民が、心からおいはひ申しあげる歌であります。『君が代』の歌は、昔から、私たちの先祖が、皇室のみさかえをおいのりして、歌ひつづけて来たもので、世々の国民のまごころのとけこんだ歌であります。」と記載されていた。

## ②国旗国歌法の制定とその時に政府が示した日本国憲法下での「君が代」の意味

1999年8月、国旗国歌法が制定され、「日の丸」が国旗、「君が代」が国歌とされた。その際、政府は、大日本帝国憲法下での「天皇治世の永遠を願う歌」との意味づけでは、日本国憲法の原則である「国民主権」と矛盾するため、現在の憲法に矛盾しないように歌詞の解釈を変更し、現在の日本国憲法下での「君が代」の解釈を次のように示した。

「日本国憲法下にあつては、国歌君が代の『君』は、日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本 国民の総意に基づく天皇のことを指しており、『君が代』とは、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象 徴とする我が国のことであり、『君が代』の歌詞も、そうした我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適當。

## ③国歌斉唱を卒業式・入学式に位置付けている理由

## ④国歌斉唱と子どもの権利条約